

福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会条例

(設置)

第 1 条 平成 19 年 3 月に廃校となった福岡県立山田高等学校の跡地（以下「高校跡地」という。）に関し、専門的な見地から協議し、高校跡地の利活用を積極的に推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 高校跡地の利活用推進計画（案）に関する事項
- (2) その他高校跡地の利活用に関し、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 公共的団体が推薦する者 7 人以内
- (3) 公募委員 3 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する諮問等に係る事務が終了するまでの間とする。

2 委員が、委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会条例（平成29年嘉麻市条例第34号）第7条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長及び副会長にともに事故あるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第4条 協議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。